

熊本県腎臓病療養指導士 連絡協議会



～熊本県在住の腎臓病療養指導士さんへのメッセージ～

本会は2018年から資格認定制度が始まった腎臓病療養指導士（CKDE）資格を有する熊本県内の医療スタッフのための団体です。県内各地のCKDE同士の交流、情報交換、勉強会はもとより、CKD患者さんに加えて一般市民の方々との関わりを大切にしながら啓発活動を行うことを目的としています。先進的なCKD対策のモデル地区となっている熊本のCKDEとして、県内外での講演、地域イベントでの啓発活動などを依頼いただく機会もあり、活動の幅が広がってきています。一緒に熊本県CKDEとして学び、活動しませんか。皆様のご参加をお待ちしています！

- 2019/10/8 協議会発足、第1回腎臓病療養指導士連絡協議会会議
- 2020/1 第2回腎臓病療養指導士連絡協議会会議
安田隆先生を招き、特別講演 「腎臓病療養指導士に期待すること」
- 2020/3 熊本県腎臓病療養指導士連絡協議会 ロゴマーク作成
- 2020/10 第50回腎臓学会西部学術大会 熊本県腎臓病療養指導士の活動について発表
- 2021/3 北九州腎臓病療養指導士会立ち上げに関連し、熊本県の活動を発表
- 2022/11 第52回日本腎臓学会西部学術大会 シンポジウムにて発表
- 2022/2 熊本市主催CKD対策関係者研修会にて発表
- 2023/3/19 西区フェスタにて市民と交流したCKD啓発活動に参画
- 2023/5/30 第3回腎臓病療養指導士連絡協議会会議



成人の8人に1人

CKD【慢性腎臓病】

8

※連絡先、会則、役員名簿については別紙ご参照ください

熊本県腎臓病療養指導士連絡協議会 役員名簿

2023/4/1 より 2 年間の任期

役職	氏名	所属施設
会長	宮本弥生	熊本大学病院
副会長	勝山智子 橋本亜紀	あけぼのクリニック 熊本赤十字病院
会計	大森和代	嶋田病院
会計監査	吉本宝代 澤田マユミ	あけぼの第二クリニック あけぼの第二クリニック

幹事：成田 勇樹(熊本大学病院薬剤部)

入会希望、その他に関する連絡先

事務局：熊本大学腎臓内科医局 ikyoku@kumamoto-u.ac.jp

熊本県腎臓病療養指導士連絡協議会会則

第 1 章 名称及び事務局

1. 熊本県腎臓病療養指導士連絡協議会

本会の名称を熊本県腎臓病療養指導士連絡協議会とする。

2. 事務局

本会の事務局は、熊本大学病院腎臓内科医局に設置する。

第 2 章 目的及び活動内容

1. 目的

本会は、腎臓病の病因・疫学・診断・治療について精神面・社会状況などを考慮し、医師、コメディカルを含めた幅広い見地から検討し、より良い総合的治療・チーム医療とは何か研究するとともに、腎臓病の療養指導の向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

本会は、目的達成のために次の活動を行う。

- 1) 勉強会の開催
- 2) 講演会の開催
- 3) その他、本研究会の目的にかなう活動

第 3 章 会員・役員

1. 会員

本会の会員は熊本県の腎臓病療養指導にたずさわる者で、入会を希望する者とする。

2. 役員

1) 本会は下記の役員を置く。

- (1) 会長：1 名
- (2) 副会長：2 名
- (3) 会計：1 名
- (4) 会計監査：2 名
- (5) 顧問（オブザーバー）1 名

2) 役員の任期は 2 年とし、再認は妨げないが、最長で 2 期 4 年とする。

3) 会長、副会長に関しては、可能な限り複数の職種で構成するようにし、一つの職種に偏らないようにする。

4) 任期中に辞任をする時は会長まで申し出ること。

3. 協議会の開催

協議会は、年 2 回開催する。ただし、会長が必要と判断した場合には会議ができるもの

とする。

4. 役員の役割

- 1. 役員会は、以下の事を協議する。
 - 1) 本会の規約の改訂について
 - 2) 勉強会・講演会の企画運営
 - 3) 役員の選出
 - 4) その他、本会の組織・運営にかかわる全ての事項
- 2. 協議は、出席した議決権を有する役員会構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

第 4 章 運営及び会費・会計

1. 運営

- 1) 本会の運営は、役員会で行う。
- 2) 研修会の企画・運営は、役員会で定める担当役員が行う。

2. 会費

- 1) 本会は、会費を徴収しない。ただし、本会が運営する企画の開催に際し、開催に必要な経費が発生する場合は、本会に係る費用は参加費及び、助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

3. 会計

- 1) 参加費は必要に応じ、別途徴収する。
- 2) 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とし、会計報告を年 1 回行う。
- 3) 余剰金が発生した場合は、次年度に繰り越す。

第 5 章 附則

- 1.本規約は令和 5 年 4 月 1 日より実施する。
- 2.本会の規約の変更は役員会の議を得て、会議の承認を必要とする。

年月	文責者
2023 年 1 月作成	熊本大学病院 腎・血液浄化療法センター 宮本 弥生
2023 年 6 月改訂 会則内の文言・表現の訂正	熊本大学病院 腎・血液浄化療法センター 宮本 弥生